

韓日両国の海洋境界問題に対する再検討

李昌偉*

chalee@uos.ac.kr

Contents

- I. 序論
- II. 東海の海洋境界画定
- III. 東中国海の海洋境界画定
- IV. 南北韓の海洋境界画定
- V. 国際法上境界の意味と漁業協定

Abstract

韓国と日本が位置する北東アジアは国連海洋法条約に規定されている閉鎖海または半閉鎖海に該当する。そのような地理的な特徴は周辺沿岸国をして海洋問題についての協調体制をつくらざるを得ないようにした。ところが、海洋境界画定についての各沿岸国の立場は必ずしも同様でないため、現に様々な対立と葛藤が現われている。具体的に、海洋境界の不在のところに、海洋科学調査、海洋環境の保全、漁業などをめぐる軋轢が顕著であった。したがって、各沿岸国は、海洋法条約の精神を実現するために、そのような諸問題を解決して安定的な海洋秩序を構築すべき責務を負っている。

この研究では、そのような問題解決の文脈のなかで、韓国と日本がかかえている海洋境界画定についてのいくつかの問題を検討する。境界の画定すべき各海域別に問題点を分析し、さらに海洋境界のもつ根本的な意味を検討する。韓日両国はお互いを含む周辺国との漁業協定で境界画定問題を棚上げにした。両国間の各漁業協定は、境界画定を棚上げにした部分、つまり、暫定水域及び中間水域のため、自国でも相当問題になった。いずれにしても、合理的な立場を踏まえて、海洋境界に伴う諸問題を解決しなければならない。

Key Words : 境界画定, 東海, 東中国海, 漁業協定 (Boundary Delimitation, East Sea, East China Sea, Fisheries Agreement)

* ソウル市立大法学専門大学院教授、国際法専攻。この研究は2011年度ソウル市立大学術研究支援によって行われたものである。なお、この研究の海洋境界についての記述は著者が韓国語で発表したものを一部参考として作成したものである。

I. 序論

韓国と日本はお互いに様々な海洋境界の問題をかかえている。韓国の場合、理論的には、北韓、日本及び中国と各々海洋境界を画定しなければならない。ただ、北韓とは正式な国交が樹立されていないため、他の諸国と事情が少々異なる。つまり、現在の休戦協定体制が維持される限り、北方限界線(NLL)を暫定的海洋境界として維持することしかないであろう。もし、韓半島が統一されると、韓半島全体の海洋境界画定を再検討しなければならないが、かかる場合、隣接国のロシア及び中国との海洋境界だけでなく日本との海洋境界も新たに協議すべきであろう。中国とは、西海及び東中国海における境界画定問題を解決すべきであるが、両国の間に領有権問題のある島嶼が存在しないため、境界画定の交渉において著しい障壁要素はない。ただ、境界画定の基準に対する両国の立場が異なり、また、中国ができるだけ現在の漁業協定体制を維持することを願っているため、近い将来に両国間の境界画定が為されることは容易でないであろう¹⁾。

日本との境界画定は東海と東中国海にわたって連結するが、両方とも容易に解決される状況ではない。東海の場合、獨島問題が現実的に最も大きな障壁になるので、その周辺海域の処理が注目されており、東中国海の場合は、既存の大陸棚共同開発協定との関係設定、つまり、大陸棚と経済水域に対する単一境界の適用問題が優先的な課題となっている。韓国としては、鳥島や男女群島のような日本の無人島及び海底地形の処理にも関心を寄せるであろう。日本にとっては、このような韓国との海洋境界の他に中国及びロシアとの海洋境界が問題になっている。とくに、両国とは、いわゆる北方領土及び尖閣諸島の領有権が深刻な問題になっているため、その解決は同様に容易ではない。要するに、韓日両国にとっては、お互いを含めて周辺国との海洋境界画定が至難な課題であると言える。

両国は、今まで完成できなかった海洋境界画定に代って、いくつかの漁業協

1) 韓国と中国は海洋境界を棚上げにして韓中漁業協定を締結した。この協定は韓日漁業協定及び中日漁業協定と類似した法的性格を有する暫定協定であるといえよう(崔宗和(2009)『韓中漁業協定 施行의 效果分析』『海事法研究』21卷1号, pp.6-7)。

定を締結している。しかし、それらの漁業協定はあくまでも暫定的な性格のものであるため、究極的には海洋境界の画定を通じて海洋管轄権を整備しなければならない。ところが、島の領有権が問題になっている場合は、その問題と海洋境界の問題についての関係も検討する必要がある。つまり、両問題を順番に解決するか、同時に取り扱うか、あるいは棚上げにするか、という政策的に重要な側面をまず考えなければならない。したがって、両国は、そのような過程を経て海洋境界についての交渉を本格的に進めるまでは、現行の漁業協定体制を合理的に運営して行くしかないであろう。その文脈において海洋境界のもつ意味や価値も再検討しなければならない。以下、そのような認識のもと、両国の海洋境界問題を論じてみる。

Ⅱ. 東海の海洋境界画定

韓日間の海洋境界が本格的に問題になったのは、韓国が1970年に大陸棚の宣言をしてからである。それ以前は、韓国の領海の範囲が明確でなかったこともあって、両国の海洋管轄権が重複することがまずなかったと言えよう。漁業問題をめぐる葛藤は、お互いの12海里専管水域を認める漁業協定を1965年に締結して解決した。ところが、排他的経済水域体制が確立した1980年代以後は必然的に海洋境界画定とそれにともなう多様な問題が提起されるようになった。つまり、海洋法の発展過程における海洋境界画定の必然性が両国の間にも同様に登場してきたのである²⁾。そのような歴史的な背景を念頭において今の両国の海洋境界問題を理解しなければならない。

一方、1999年の第2次韓日漁業協定を契機として、獨島に対する領有権問題のほか、現実的に境界画定において獨島をいかに取扱うかが重要な問題として登場した。つまり、過去の獨島の領有権に重点をおく両国の論議と異なり、領有権問題を棚上げにして境界画定を先に合意できるか、あるいは領有権問題を

2) Donald R. Rothwell and Tim Stipkens(2010), *The International Law of the Sea*, Hart Publishing, pp.385-384.

先ず解決してから境界画定に合意するべきか、ということを検討する状況になったといえよう。これは、領有権と境界画定に対する優先順位の問題であるともいえよう。さて、通常、領有権問題は容易に解決されないため、獨島の領有権問題はさておき、境界画定を先に論ずるのが合理的であるといえよう。従って、以下では、管轄水域の決定ないし境界画定の基点としての国際法上の島の地位を検討し、つづいて獨島に対する現実的な処理を検討して見る。

現在、海洋法条約第121条によって、国際法上の島の地位はある程度整理されている状態である。即ち、島は、海洋に囲まれ、高潮時においても水面上にある自然に形成された陸地地域であり、当然、それ自体の領海、接続水域、大陸棚、経済水域を有する。しかし、人間の居住または独自の経済的生活を維持することのできない岩(rocks)は、経済水域または大陸棚を有しない³⁾。また、海洋法条約第121条3項の規定は、岩の定義に対する明確な基準を提示していない。従って、人間の居住または独自の経済的生活の意味に関しては議論の余地がある。

各国の慣行を見ると、自国の管轄水域の拡大のため、島の基準を、可能な限り広く解釈する場合が多い。たとえば、イギリスは、人間の居住の不可能な Rockall 島に対して、1964年から1978年にわたって大陸棚および200海里漁業水域を主張することによって、周辺国から抗議を受けた。フランスは、メキシコの南方太平洋にあるクリッパートン島その他の属領に対して経済水域を宣布し、またメキシコも、自国沿岸の無人島に対して島として効果を認めて経済水域を主張した⁴⁾。そのほか、いくつかの国々が、無人島ないし人間の居住の不可能な

3) 領海条約第10条は、海洋法条約第121条1項と類似する内容を規定したが、大陸棚条約は、島に対する個別条項を置かずに、大陸棚の定義に対する条項で、島が大陸棚を有するという内容だけを述べている。従って、両条約における島の意味に対する解釈が異なる可能性もある。一方、国際水路局の定義によると、面積1km以下はrockで、1-10kmの場合はsmall isletであるという。また、米務省のHodgsonは、多様な面積基準によりrock, islet, isle, islandと区分している。第3次海洋法会議でも面積基準により島と岩を区分しようとする議論があったが、結局、面積基準は採択されずに、人間の居住及び経済的生活の維持という基準が採択された(R. D. Hodgson(1973), "Island: Normal and Special Circumstance" in J. K. Gamble and G. Pontecorco (eds.), *The Law of the Sea: The Emerging Regime of the Ocean*, Ballinger Publishing Co., pp.150-151; 李錫竜(1988) 『섬의 國際法上地位』, pp.14-26)。

4) C. R. Symmons(1979), *The Maritime Zone of Islands In International Law*, Maritinus Nijoff, pp.125-126; R. R. Churchill and A. V. Lowe(1999), *Law of the Sea*, Manchester University Press, pp.163-164.

岩に関して經濟水域を主張している。

大洋における沿岸国のかかる岩に対する一方的な管轄権拡大の主張は、他国からの反対が比較的多くないため、容易に行われている。勿論、海洋法条約第2附属書の大陸棚限界委員会や、または、1995年の国連公海漁業協定(UNIAII)による地域漁業機構の権能を考慮すれば、沿岸国の一方的行為がある程度制限される可能性はある。しかし、隣接国や対向国の間にある島や岩の場合は、一方的な主張による管轄権の拡大が、相手国によりそのまま容認されることはないであろう。従って、第121条3項規定に対する解釈問題は、隣接国や対向国との間の境界画定において基点としての地位と関連して検討する必要がある。

獨島は、東島及び西島の両島と周辺に散在する32個の暗礁により構成されている。西島の面積は91.7㎡あり、東島の面積は64.7㎡ある。その他の暗礁の面積が約30㎡程度に達するため、獨島の面積は合計約186㎡になる。獨島は、韓国の鬱陵島から49.7海里、日本の隠岐島から86海里ほど離れているところにある。現在、鬱陵島の1家族が獨島に1年の一定期間居住しており、また韓国の警察官34名が常駐している。獨島には飲料水が出ないため、海水を淡水に転換して飲料水として使用している⁵⁾。

かかる事情からみると、獨島は海洋法条約第121条3項の岩に該当すると看做すのが、一応自然な解釈であるといえよう。勿論、韓日両国が相互必要により、柔軟に第121条3項を解釈するなら、岩でなく島として看做すこともできよう。しかし両国は、海洋法会議で第121条3項が確立する以前から、獨島についての解釈において、できるだけ管轄権を拡大しないという立場をとってきた。たとえば、両国は、1974年の北部大陸棚協定において獨島に対する基点として使用を留保しながら、獨島周辺海域の海底は急傾斜となっているため、国際法上固有の大陸棚を有することができないという立場をとった⁶⁾。また韓国政府は、今回の漁業協定の締結に前後して、中間水域に獨島が入っている理由の一つに、海洋法条約第121条3項の援用により獨島の島としての性格が否認されることを挙げた。

5) 金宣杓(2000)『E E Z境界画定과 海洋法』, KMI, pp.108-109.

6) 山本草二(1983)『海洋法と国内法制』, pp.73-74.

さて、日本としては、周辺海域に比較的多い無人島ないし岩が経済水域や大陸棚の基点として使用できるため、海洋法条約第121条3項の解釈は簡単に処理できる問題ではない⁷⁾。たとえば、太平洋上にある沖ノ鳥島は、第121条3項に照らして見れば、経済水域や大陸棚を有しないものと解釈できるであろう。しかし、日本は、沖ノ鳥島についての経済水域と200海里を越える大陸棚を主張している。とくに日本には、獨島と沖ノ鳥島を統合的に捕えて島としての性格を強調する見方もある⁸⁾。現在、日本は、沖ノ鳥島の問題をめぐる、国連で物議をかもしているが、とりわけ、中国と激しく対立している⁹⁾。さらに、男女群島と鳥島は、韓国との境界画定において問題になっている。韓国は、獨島の島としての性格を否定して岩と看做す場合、日本も、鳥島や男女群島のような島々の性格について、類似する厳格な解釈をとるであろうと期待もした。しかし、日本が東海と東中国海の場合を関連させて境界画定の交渉に臨むということは、韓国の望みにすぎない可能性が高い。獨島については、それ自体を、両国の境界画定において、如何に処理すべきか検討することがより現実的であろう。

境界画定において、島にどの程度の基点効果を認めるかということに関しては、国際判例ないし国際慣行上様々な類型がある。島に基点として完全な効果(full effect)や部分的な効果(partial effect)を与える場合もあり、また基点としては無視(zero effect)する場合もある。

たとえば、英仏海峡大陸棚事件において、イギリスはチャンネル諸島(Channel Islands)とシリー諸島(Scilly Islands)に対する完全な基点効果を主張したが、仲裁裁判は、イギリスの沿岸近くにあるシリー諸島に対しては半分効果(half effect)を認め、フランスの沿岸近くにあるチャンネル諸島については12海里の範囲だけを認めた。つまり、シリー諸島は、イギリス本土から海洋の方に突出していることが考慮され、基点効果が認められたが、チャンネル諸島は、フランスの大陸棚範囲内にあったため、イギリスの主張する中間線原則の適用を容認しなかったのである¹⁰⁾。1982年チュニジア・リビア大陸棚事件において、国際司法裁

7) 水上千之(2005)『海洋法』、pp.143-145。

8) 坂元茂樹(2008)『海洋境界画定と領土紛争』、『海洋境界画定の国際法』(村瀬信也・江藤淳一編)、pp.56-59。

9) 『朝鮮日報』、2012年5月18日付。

判所は、チュニジア海岸線の一般的な方向を定めるに当たり、チュニジア沖合の Kerkennah諸島に対して半分効果(half effect)を認めた¹¹⁾。さらに、1984年のメイン湾事件において国際司法裁判所は、シル島(Seal)に対して半分効果を認めて、ノバスコシア(Nova Scotia)とマサチューセッツ(Massachusetts)の間の境界を画定した。シル島の地理的位置や人口を考慮するとき、これを完全に無視することはできないと見たのである¹²⁾。

1985年のリビア・マルタ大陸棚事件では、リビア・マルタの中間線とリビア・シチリアの中間線中、マルタに4分の1効果が認められる線を境界線にした。その際、マルタ近くにある無人島ヒフウラ(Filfla)の効果は認められなかった¹³⁾。島嶼の存在が無視される場合は少なくないが、たとえば、1970年イタリアとユーゴスラビア間の大陸棚境界協定において、ユーゴスラビアのジャブク(Jabuk)等3島とイタリアのピアノサ島(Pianosa)の場合がある¹⁴⁾。また、1970年のイラン・カタール間の大陸棚境界協定及び1974年のイラン・UAE間の海洋境界協定でも、島や岩の存在は殆ど無視された¹⁵⁾。しかし、かかる場合は、アドリア海やペルシア湖のように比較的狭い海域における、沿岸国による領有権紛争のない島嶼に対する場合であるため、韓日間の獨島の場合とは色々な面で事情が異なる。

紛争島嶼の存在のため境界画定が完成されない場合も多い。たとえば、1973年カナダとデンマークの間の大陸棚境界協定、1980年フランスとモーリシャスの境界協定等がある¹⁶⁾。さて、領有権紛争のある島嶼に関連する海域の場合、インドとミャンマーの間の1986年海洋境界協定とインドとスリランカの間の1974年歴史的な水域境界協定が注目に値する¹⁷⁾。インドとミャンマーの間の協定において、ミャンマーはインドのナルコンダム島(Narcondam)に対する領有権主張

10) Anglo-French Continental Shelf Case(1977), Court of Arbitration, Decision, para. 202 and 251

11) *ICJ Reports*(1982), p.89.

12) *ICJ Reports*(1984), pp.336-337.

13) *ICJ Reports*(1985), p.48.

14) Jonathan I. Charney and Lewis M. Alexander(1993), *IMB Vol.II*, p.1630.

15) *Ibid.*, p.1513 and 1535.

16) David Colson(1993), "The Legal Regime of Maritime Boundary Agreements". *IMB Vol.I*, p.65.

17) Jonathan I. Charney and Lewis M. Alexander, pp.1329-1337.

を抛棄して、インドは同島に対する完全な基点主張を抛棄した。インドとスリランカとの間の協定において、インドはカチュチャチブ島(Kachchativu)に対する領有権を抛棄し、スリランカはこれを自国の領土と確認した。しかし、インドはカチュチャチブ島に対する自国民の接近権を確保した。両国間の境界線は、同島の基点効果を無視して島の1海里外側に位置するようにした¹⁸⁾。一方、第3国との領有権紛争のある島の場合、島の位置を完全に無視して境界画定を行う場合もある。1977年キューバとハイチの間の境界画定協定では、米国とハイチの間の領有権紛争のあるナバス島(Navass)を境界画定から排除した¹⁹⁾。

獨島の場合、理論的には第121条3項の岩でなく島の地位を認めて完全な効果や部分的な効果を与えることも可能であろう。しかし、獨島の領有権に対する論争が続く限り、どちらの基点にするか、ということに関する両国の合意自体が不可能になるであろう。従って、獨島に対しては、第121条3項にいう岩と看做し、それに基点としての地位を認めないか、或いは制限された範囲内で認めることが合理的であると思われる。韓国としては、獨島を無視し、鬱陵島と隱岐島の間接線を境界線にするのがもっとも望ましいであろう。しかし、その場合は、獨島から日本側に18海里の距離に境界線が位置するようになるため、日本がこれを受け入れないであろう。

従って、獨島周辺の海域は、どんな形態であれ、特定の措置をとった後に、境界画定の交渉を行うべきであろう。たとえば、獨島周辺の海域を、特定海域か或いは圍繞地(enclave)のような方式により処理して、合意を模索するのが実現可能性の高い方法であろう。これに関連して、韓日両国の学者は、様々な方策を提示している。たとえば、韓国の金榮球教授は、鬱陵島と隱岐島の間接線方式を日本が受け入れない場合、獨島周辺の一定範囲の海域の中、たとえば24海里の長方形または円形の圍繞地を特定水域から除外する案を提示している。つまり、両国海岸に各自の漁業専管水域を設定してから、中間には現在の漁業協定上中間水域のような特定水域を設定し、獨島周辺には漁業協定の適用を排除する方式である²⁰⁾。

18) *Ibid.*, pp.1409-1425.

19) *Ibid.*, Vol. I, pp.551-563.

日本の青木教授は、獨島の一定範囲の海域に圍繞地を設定して、これを無視する両国の中間線と獨島周辺海域の圍繞線を連結させ、同海域に共同管理制度を導入する方式を提起した²¹⁾。日本の立場からは、これは、現在の漁業協定上中間水域の範囲を縮小したことで同一の意味を有することになる。芹田教授は、獨島を尖閣諸島とともに自然保護区として指定し、前者は韓国が管理し、後者は日本が管理する方式を提案した。さらに、芹田教授は、經濟水域に対する境界画定が順調に進まない場合、一定の海域における資源共同利用制度を関係国が確立する必要があると主張し、韓日中3国のほかに台湾と北韓も参加する漁業委員会を通じて重複主張水域を管理する方式を提示した²²⁾。これは、東中国海における大陸棚共同開発協定の精神を東海中間水域にも生かすべきとする、三好教授の見解と相通ずるところがある²³⁾。要するに、日本の学者たちの見解は、資源の共同利用に焦点が当てられているのに対して、韓国の学者たちは、資源の共同利用を排除する形式を主張している。

つまるところ、このような諸立場は、現行韓日漁業協定の中間水域・暫定水域の法的性格や類似する国際実行を踏まえて検討されなければならないであろう。何れにしても、韓日漁業協定は、両国の經濟水域の境界画定が行われるまで、暫定的に漁業問題を解決するためのものなので、海洋法条約に規定されている暫定取極(provisional arrangement)としての性格を有するといえよう。かかる意味で日本は、暫定取極ないし暫定措置を強調し、両国の間の重複水域に対して暫定水域という名称をつけている。韓国は暫定水域という名称を拒否しているが、漁業協定が暫定取極の性格を有するということは否認しがたい事実である。従って、韓日漁業協定の法的地位と関連して、海洋法条約第74条3項²⁴⁾の内容及びいくつかの問題点を考察する必要がある²⁵⁾。

20) 金榮球(2004)『韓國과 바다의 國際法』韓國海洋戰略研究所, pp.442-443.

21) 青木隆(1998)『わが国の境界画定』『海洋法条約体制の進展と国内措置』3月, pp.104-105.

22) 芹田健太郎(2002)『日本の領土』中央公論新社, pp.243-253.

23) Masahiro Miyoshi(1998), "New Japan-China Fisheries Agreement—An Evaluation from the Point of View of Dispute Settlement—". *JAIL* No.41, The International Law Association of Japan, pp.41-43.

24) 関係国は、1項に規定する合意が得られるまでの間、理解及び協力の精神をもって、過渡的期間において最終的な合意の達成を危うくしまたは妨げないために、また実質的性格の暫定取極

第74条3項で規定している暫定取極は、窮極的に該当水域の資源利用に対する奨励と自制の両面に関係するといえよう。つまり、両国の主張の重複する海域では、境界画定を留保して資源を優先的に開発することが望ましいであろう。一方、関係国は、最終的な合意を妨げないために、本格的な資源の探査や開発のような主権的権利を留保する必要もある。そのような場合、鉱物資源に比べて生物資源の場合は、自制の側面より奨励の側面を強調して関係国による共同利用を維持することが自然であろう。従って、韓日中3国が暫定取極として漁業協定の運営に成功して境界画定を円満に行うためには、第74条3項のもつ両方の意味を生かして、中間水域・暫定水域における協力体制を構築すべきであろう。つまり、暫定取極を締結するよう奨励する勧告的意味と、合意を妨げてはならないという予防的自制の意味を十分に援用しつつ、相手国との境界画定の交渉に臨むべきであろう。

Ⅲ. 東中国海の海洋境界画定

韓日両国は、漁業協定で、東海の他に東中国海においても、中間水域を設定することによって境界画定を留保した。同海域では、1974年の大陸棚共同開発協定によって大陸棚の境界画定も留保したため、今後それらの処理が注目されている。

大陸棚の境界画定問題が発生するのは、向かい合っているかまたは隣接している海岸を有する2個国以上の国家の間に、同一の大陸棚が重複する場合である。大陸棚の境界画定に関連しては、1958年大陸棚条約における境界画定協定以来、1969年北海大陸棚事件、1977年英仏海峡大陸棚事件、1982年チュニジア・リビア大陸棚事件、1984年メイン湾事件、1985年リビア・マルタ大陸棚事件等、いくつかのケースが国際裁判ないし仲裁裁判により解決されることによっ

を締結するためにあらゆる努力を払う。暫定取極は、最終的境界画定を妨げるものではない。
25) 暫定取極に関する議論は、Rainer Lagoni(1984), "Interim Measures Pending Maritime Delimitations Agreement", *AJIL*, Vol.78 No.2を参照。

て、重要な国際法の諸原則が整備された。つまり、等距離基準、衡平の原則その他如何なる基準によって境界画定が行われるかという問題は、経済的影響及び波及効果のため、各沿岸国の主要関心事になったのである。さて、第3次海洋法会議において確立された経済水域制度によって、海底鉱物資源に対する沿岸国の主権的権利が大陸棚における権利と競合するようになった。従って、海洋境界画定は一段と複雑な様相を見せている。

大陸棚と経済水域は、少なくとも200海里の範囲内で重複し、また、主権的権利の内容もある程度類似する要素が多いが、その生成過程の差などにより、別途に海洋法条約に規定された。その結果、両者は、並立主義により海洋法条約第5部と第6部に別途に規定されている。したがって、両者の関係、特に境界画定に関連する部分は明確でない部分が多い。さらに、海洋法条約の大陸棚及び経済水域の境界画定規定は、等距離基準や衡平の原則のような境界画定基準に触れずに、国際法に基づいて合意により境界画定を行うと規定しているため、各国は、自国に有利となる立場からこれを解釈している。従って、現在は、特定海域の境界画定に関連して、境界画定の基準に関する解釈とともに、経済水域と大陸棚についての単一境界画定か個別境界画定かの問題が注目されている。

韓日両国も、東中国海において、自国の主張する境界画定基準に対する論議とともに、大陸棚と経済水域の関係ないしそれに伴う境界画定方式の選択問題も考慮しなければならない。日本は、東中国海の境界画定において、中間線原則を適用基準にすべきだと主張している。日本の周辺海域の海底地形、とくに、沖縄海溝のために、衡平の原則は自国に有利でないと判断している。従って、日本の立場からは、もっとも望ましい境界画定方式は、中間線原則を適用し、また大陸棚と経済水域を合わせる単一境界の方式を選択することである。かかる境界画定方式は、ICJの小田判事によって強調されたことがある。つまり、小田判事は、チュニジア・リビア大陸棚事件判決の反対意見において、経済水域に200海里という距離基準が導入されることによって、少なくとも200海里範囲内では、大陸棚と経済水域の並行主義的存続は意味を失ったといった。それから、境界画定原則及び規則の変化を論じながら、窮極的に単一境界線を支持する立場を明らかにした²⁶⁾。

これに比べて、韓国は、境界画定において中間線原則の一律的な適用に反対している。また、単一境界に関連しても、中間線原則が適用される限り、反対の立場をとることが予想される。従って、経済水域の境界画定における関連事情を考慮する衡平の原則を主張し、可能なら大陸棚と経済水域の境界画定を別途に行うのが有利であると見ている。1974年の南部大陸棚共同開発協定において、韓国が日本に比べて相対的に有利な立場にあったということを考慮すると、東中国海の境界に対する韓国のかかる態度は当然であるといえよう。

東中国海における両国の単一境界に関する問題は、結局、経済水域と大陸棚の関係及びそれに対する両国の立場を考慮してから検討すべきであろう。韓国は、1970年の海底鉱物資源開発法により一方的に周辺海域に大陸棚の鉱区を設定する際、隣接国や対向国との大陸棚の境界画定に対する規定を設けなかった。一方、1996年の排他的経済水域法では、境界画定に関連して、大韓民国と向かい合っているか隣接している国家(関係国)間の排他的経済水域の境界は、国際法を基に合意により行うという内容を第2条2項に述べている。これは、海洋法条約の境界画定関連規定の内容を反映したもので、境界画定の原則を特定せず、合意を強調したのが特徴であるといえる。さらに、第5条2項では、「大韓民国排他的経済水域における権利は、大韓民国と関係国間に別途の合意がない場合、大韓民国と関係国の中間線の外側の水域において、これを行使しない」と述べ、関係国との合意のみにより、中間線の以遠に主権的権利を行使することができることを明らかにした。従って、境界画定が行われるまでは、中間線まで暫定的に韓国の権利を行使することになり、中間線に対して経済水域境界として法的地位を認めないこととなった。

26) 小田判事とエベンセン判事は、同事件の反対意見で、海洋法条約規定における経済水域と大陸棚の不明な部分を補完する解釈を展開した。とくに、小田判事の意見は、両制度の相互関係および境界画定と関連して結果的に、日本に有利な理論的根拠となっている。つまり、小田判事は、大陸棚と経済水域の資源管轄権問題を両制度の生成過程と共に記述した後、両者の統合と関連して、「ある程度曖昧な部分があるが……確実な結論がある。つまり、海洋法条約第74条及び83条の内容が同一になっているため、両者に対する境界画定原則及び規則は異なることではない。従って、大陸棚の境界画定に適用された諸原則が、経済水域の場合に適用できるかということを検討すべきであり、また、経済水域の特徴が大陸棚の境界画定に寄与できるかということも検討すべきである」と述べ、単一境界を支持した(*ICJ Reports* 1982, pp.231-234)。

日本の場合、大陸棚制度に対して消極的な立場をとったので、大陸棚に対する国内法を早期に制定することはなかった。また、1958年の大陸棚条約も批准しなかった。ただし、大陸棚制度が国際慣習法として確立したということを認め、1960年代後半から実際に大陸棚に対する探査活動を活発に展開した。日本は1996年、『排他的経済水域及び大陸棚に関する法律』を制定することにより、初めて経済水域と共に大陸棚に対する国内法的立法手続を終えた。

日本の経済水域及び大陸棚法は、第1条1項において、国連海洋法条約に従って経済水域を設定し、第2条において、大陸棚は一定の海域の海底及びその下とすると定めている。これによると、経済水域は、第1条1項により設定されるものであるが、大陸棚は、既存の権利を第2条により確認したことになる。つまり、国際法的に大陸棚に対する権利は、沿岸国が最初から事実上(ab initio and ipso facto)有するが、それに比べて経済水域は、具其他的な設定によって、沿岸国がかかる権利を主張することができるというのを確認したのである。同一の法律により両制度を規律しつつ、経済水域という一定範囲の海域を先に定めた後、かかる海域の海底及びその下を大陸棚に含めたのは、結果的に、200海里の範囲内で経済水域の大陸棚に対する優先的地位を強調したことになる。

さらに、日本は、同法において境界画定に関連して、大陸棚と経済水域に共通的に中間線原則を強調しているが、境界画定に関する条項を別に設けずに、経済水域及び大陸棚に対する権原を規定すると同時に中間線までをかかる権原の及ぶ範囲にしたところが注目される。つまり、日本は、経済水域や大陸棚の範囲が他国の経済水域や大陸棚と重複する場合、中間線を境界線にするというような、通常の別途の境界画定規定を設けなかったのである。そのかわり、経済水域及び大陸棚に対する宣言条項の中に、中間線までの海域が日本の経済水域及び大陸棚となるという内容を括弧付きで記述している。これは、当該水域における権利が外国と競合する場合、合意により境界線を定められるが、中間線原則を優先的に適用すべきだという立場を強調したものと解される。

日本は、このように大陸棚に対する経済水域の優位と境界画定における中間線原則の適用を国内法規定により支持している。しかし、日本のかかる立場は、韓国や中国等相手国に対して、国際法的根拠に基づいて妥当性を主張でき

るほど確固としたものではないように思われる。たとえ、200海里範囲内の海域において距離基準が強化したとしても、大陸棚はなお、経済水域に比較する時、その生成過程、法的根拠及び内容において異なる点が多く、従って、両制度に同一の単一境界線を確定する国家的義務は存在しないからである。大陸棚と経済水域は、海に対する陸地の支配原則(the land dominates the sea)により、沿岸国が海洋資源を開発・利用するためのものであるが、両者にはいくつかの重要な違いがある²⁷⁾。両者の境界画定に対する海洋法条約規定を見ても、第74条と第83条が類似する内容を述べているが、経済水域及び大陸棚における衡平な結果が必ずしも一致することではないため、結局、単一境界画定の問題は、関係国の合意により解決すべき事項である。現実的に大陸棚に対する境界線が既に存在する場合、多くの国々が合意によって既存の境界線と経済水域の境界線を一致させているが、1978年オーストラリアとパプアニューギニア間の境界画定条約や1997年オーストラリアとインドネシア間の境界画定条約のように、別途の経済水域ないし漁業水域の境界線を採択する場合もある²⁸⁾。

さらに、東中国海の場合は、日本だけでなく中国とともに、3国が境界画定を処理しなければならない部分がある。つまり、漁業協定上、日中間の暫定水域は韓日間の中間水域と一部分が重なっているが、かかる3国の重複主張水域、いわゆる、三重連結点(tri-junction)海域の処理が先に為されてから、究極的な境界画定が可能となるであろう。東中国海に三重連結点ができしたのは、日中両国が、漁業協定の交渉において、韓国の立場を考慮せず暫定水域の範囲を定めたからである。両国間の条約において第3国の立場を考慮して適切な内容を明示すれば、第3国の権益を侵害しないことも可能であるが、日中両国間の交渉の時に

27)大陸棚は、陸地の自然延長により沿岸国に、原始的にかつ当然認められるが、経済水域は、沿岸国がこれを選択・実施することによって始めて実現される。従って、沿岸国は経済水域における天然資源の探査、開発、保存及び管理に対する権利と義務を有し、第3国の権益もある程度考慮しなければならないが、大陸棚の場合は天然資源に対する保存・管理義務もなく、第3国の権益を考慮する必要もない。経済水域の範囲は200海里に限定されるが、大陸棚は200海里を越えて大陸縁辺部の外縁まで拡大できる。沿岸国は、原則として、経済水域において海洋還境の保護・保存及び海洋科学調査に対する管轄権を有するが、とくに海洋科学調査に関連して、大陸棚より経済水域でより厳格な管轄権を行使することができる(David J. Attard(1987), *The Exclusive Economic Zone in International Law*, pp.136-145)。

28) R. R. Churchill and A. V. Lowe, pp.196-197.

は、韓日兩國間の漁業協商が本格的な軌道に乗っていないため、かかる問題が発生したのである²⁹⁾。

東中国海の三重連結点に対する解決策は、現状の制度をそのまま3国が運営するか、或いは具体的な境界画定を行うかの何れかであろう。前者の場合、韓日中3国が東中国海の暫定水域に対して漁業共同委員会の決定を適用しているため、かかる両国間協議体制によるか、または3国の共同協議により解決する方式となるであろう。後者の場合は、両国の境界線を三重連結点の外縁まで、または三重連結点の中間の一点まで確定するか、或いは3国がかかる中間の点を確定して具体的な3個国境界を画定する方式が可能であろう。つまり、3個国が積極的に交渉に臨んで三重連結点の中間の点に対して先ず合意すれば、境界画定問題も自然に解決されるであろう。特定海域で3ヶ国が共に合意して境界画定を行った事例は少なくない。たとえば、インドネシア、マレーシア、タイ間のマラッカ海峡北部大陸棚境界協約(1971年)³⁰⁾、インド、モルディブ、スリランカ間のマナル湾三重連結点境界協約(1976年)³¹⁾、インド、インドネシア、タイ間のアンダマン海境界協約(1978年)³²⁾、それからポーランド、スウェーデン、ロシア間のバルト海境界協約(1989年)等がかかる例に属する³³⁾。

IV. 南北韓の海洋境界画定

韓国は、北韓との間の休戦線を事実上の国境線としている。従って、隣接国との海洋境界問題は、東海及び西海における北韓との海洋境界画定問題を指す。しかし、韓国と北韓の関係は、国際法的観点から見ると国家間関係では

29) 日中漁業協定の発効をひかえて、これを分析した朝日新聞の記事の地図によると、韓日間の中間水域がでていない。さらに、日本外務省条約課長が韓日漁業協定に対して解説した法律雑誌の地図にも、tri-junctionが無視されたまま韓日間の中間水域がでていない(『朝日新聞』、1999年10月22日；杉山晋輔(1999)、『新日韓漁業協定締結の意義』、『ジュリスト』3月1日、pp.98-105)。

30) Jonathan I. Charney and Lewis M. Alexander, pp.1442-1454.

31) *Ibid.*, pp.1407-1408.

32) *Ibid.*, pp.1379-1388.

33) *Ibid.*, pp.2103-2104.

ないために、境界画定に関する問題は海洋法の原則によって取り扱われ得ない。それでも、1953年の韓国戦争後、国連軍と中国・北韓の締結した休戦協定によって現在の休戦線が確定され³⁴⁾、東海と西海におけるその延長線たる海洋境界線、つまり、北方限界線を韓国と北韓の両側が実質的に遵守しているため、それについての若干の問題点を重点的に検討してみる。

南北韓が統一されると、東海と西海で北韓と隣接国たるロシア及び中国との海洋境界の画定が新たな問題となろう。いかなる形態の統一であれ、国境や海洋境界に対する条約は、原則として、統一後の国家に承継するが、東海で北韓とロシアが海洋境界に対して相互に過渡な直線基線を認めあったことは検討を要する。

現在、韓国と北韓の実質的な海洋境界線は北方限界線である。ところで、北方限界線は休戦協定によって正式に設定されたものではない。1953年の休戦協定において、陸地の軍事分界線(military demarcation line)は休戦国双方の軍事接触線とされたが、海上における軍事分界線を定めることは容易でなかった。韓国戦争期間中、韓半島全体において国連軍と共産軍側の一進一退が続いたが、海上と空中では、開戦初期から国連軍が圧倒的な優位を占めていたので、殆どの島嶼は国連軍の支配下にあったためである。のみならず、領海の範囲に対する双方の主張も対立したため、休戦協定における管轄水域の範囲に対する合意も容易でなかった。結局、海上軍事分界線を明確にしなかった双方は、休戦協定第2条13項Bに、いわゆる西海5島を除外する北韓側島嶼から国連軍が撤収するという内容を明示し、また15項に、隣接海域を尊重すると述べるこ

34) 1950年6月25日、北韓の奇襲南侵から始まった韓国戦争は、国際法的にいくつかの興味ふかい点を残したまま、1953年7月27日、勝者と敗者を決めずに終結した。先ず、ソ連の支援を受けた北韓に対する韓国防禦が充分ではなかったため、米国をはじめとする16ヶ国が国連軍を構成して北韓と交戦するようになり、つづいて、中国が北韓を助けるために参戦した。3年間の交戦の後、実質的交戦国たる韓国が排除された状態で、休戦協定の形式的当事者は国連軍と中国・北韓軍になった。米国は、開戦初期にソ連の欠席した安保理で北韓を侵略者と規定して国連軍による武力制裁に着手したが、ソ連が安保理に復帰して拒否権を行使するようになったため、決議案をそれ以上通過させることはできなかった。そこで、機能の麻痺した安保理に代わって総会で平和のための団結決議(resolution of uniting for peace)を通過することによって、国連軍に対する支援を継続するようになった(韓国外務部『UN韓国問題決議集1946-1976』, pp.98-99)。

によって、間接的に海上の地位を明らかにするに止まった³⁵⁾。

韓半島全体沿岸を統制・封鎖していた国連軍は、休戦協定第2条15項の内容に従って、東海と西海において軍事分界線以南の海域に撤収した。その後、1953年8月3日、国連軍総司令官は、国連軍の海軍力を南方に制限するために、東海と西海で陸上の軍事分界線に沿って海上北方限界線を設定した。この北方限界線は、国連軍司令部により北韓側に公式に通報され、双方がこれを遵守するようになった。つまり、北方限界線は休戦協定の両当事者によって設定されたものではなく、国連軍司令部が現実的必要性によって一方的に実施し、これを北韓が受諾したものである。

西海における北方限界線は、韓国の西海5島と北韓のオンジン半島の概ね中間線に該当する線であるが、1973年以降、北韓がこれに対して異議を提起することによって南北間に問題となっている。1973年10月以降、北韓の警備艇が北方限界線を侵犯して韓国の漁船を撃沈する等、不法的な武力を行使することによって、韓国海軍と数次にわたる武力衝突が発生した。さらに、北韓は軍事停戦委員会で、休戦協定の解釈上、西海5島を除外した周辺の海域は北韓の管轄水域であるために、北方限界線は認められず、従って、韓国側の船舶が西海5島へ通航するためには、北韓の許可が必要であると主張した。これに対して国連軍側は、休戦協定条文の合理的な解釈、20年間の実行等の理由により北韓側の主張を退け、西海5島周辺海域に対する防禦をなお強固にした。

その後、南北韓の緊張関係がやや緩和され、双方は、1991年12月13日、「南北韓和解・不可侵及び交流協力に関する合意書」(南北基本合意書)を採択し

35) 休戦協定第2条13項Bは、「本休戦協定の効力の発生後10日以内に相手方の……後方と沿岸島嶼及び海面からすべての軍事力を撤去する。……前述の『沿岸島嶼』という用語は、本休戦協定の発効時に、たとえ、一方の占領の下にあっても、1950年6月24日に相手方の統制していた島嶼を指す。ただ、黄海道及び京畿道の道界線の北と西の方にある島嶼の中、白翎島、大青島、小青島、延坪島及び隅島の島々は、国連軍総司令官の軍事統制下に残して置き、かかる島々を除外する他のすべての島々は、朝鮮人民軍最高司令官と中国国民義勇軍司令官の軍事統制下に置く。韓国の西海岸における、前述した境界線以南にあるあらゆる島嶼は、国連軍総司令官の軍事統制下に残して置く」と規定している。さらに、同条15項は、「本休戦協定は、敵対中のすべての海上軍事力に適用し、かかる海上軍事力は、非武装地帯と相手方の軍事統制下にある陸地に隣接する海域(contiguous zone)を尊重し、如何なる種類の封鎖もできない」と規定している。

た。しかし、双方は、同合意及び附属合意書でも、海上境界線に対して完全な合意には至らず、現状維持を原則として、ひきつづき合意を目指すという程度の内容だけを規定するようになった³⁶⁾。

1999年6月15日には、南北韓間でいわゆる西海交戦事態が発生し、南北韓は再び西海における海上境界問題をめぐって対立した。西海交戦事態直後、7月21日及び8月17日に開かれた調停委員会で、北韓側は西海5島を無視する海上軍事分界線を主張した。1999年9月2日には、かかる主張の内容と同一の西海における海上軍事分界線を一方的に宣言した。さらに、北韓は、それに対する措置として2000年3月23日、西海5島通航秩序を発表することによって、西海5島周辺海域が北韓の領海であると主張し、5島嶼に対する通航は北韓の指定する航路だけを通じて可能であると主張した。つまり、北韓は、西海の海上軍事分界線を守るために、米軍の管轄下にある5島の中で、白翎島、大青島及び小青島周辺水域を第1区域、延坪島周辺を第2区域、そして隅島周辺水域を第3区域として、各区域を通航するためには幅2海里の航路を通過すべきで、米軍艦艇と民間船舶、そして特定の場合、航空機がこれを利用できるとした³⁷⁾。しかし、北韓は、通航秩序の違反に対する具体的取締措置には言及せずに、かかる違反が北韓の領海及び領空に対する侵害と看做されるとするにとどまった。韓国は、北韓の主張を認めずに北方限界線を堅持したが、北韓はそれに対する措置を実際にはとらなかった。その後、金大中大統領のベルリン宣言に北韓が応じて、2000年6月13日、歴史的な南北首脳会談が平壤で開催され、和解ムードが醸成された。そのため、海上軍事分界線問題は表面上は争われなくなった。だが、その後、2次にわたる西海交戦、延坪島砲撃、天安艦爆沈など一連の北韓の挑発によってこ

36) 南北基本合意書第11条は、「南と北の不可侵境界線と区域は、1953年7月27日休戦協定に規定された軍事分界線と今まで双方が管轄してきた区域にする」と述べているが、休戦協定上、軍事分界線の外で双方の管轄してきた区域に対しては、南北の解釈が対立した。韓国は、北方限界線ないし軍事分界線の延長線を主張したが、北韓は、自国沿岸から西海5島を無視した、韓国との等距離線を境界線として主張した。これに関連して、南北基本合意書第10条にも、「南と北の海上不可侵境界線はこれから引続き協議する」と述べることによって、この問題を未解決のまま置いた。現在、南北基本合意書は、南北韓がともに発効させなかったので死文化した状態にある。

37) 『中央日報』, 2000年3月24日付。

の問題をめぐる南北韓の対立は再び激しくなった。

北韓の主張する西海岸の海上軍事分界線問題に対する韓国の態度は断固たるものである。韓国は、第1に、必要的措置であったこと、第2に、それは韓国の西海5島と北韓海岸線の概ね中間線に該当するということ、第3に、北方限界線の設定に対する国連軍の公式的な通報に北韓が明示的に反対せず、20年間、事実上遵守してきたこと等を挙げ、北方限界線こそ、現実的に明らかな南北韓の海上軍事分界線であると強調している。

現在、南北韓間には、休戦協定体制が維持されているため、海洋境界を国際法的基準のみによって考察することは無理であろう。法的観点の外に、政治的な考察や軍事的均衡のような非法律的要素によって、北方限界線の性格を究明することがより現実的であろう。将来、南北韓が平和条約や不可侵条約を締結し、相互国家承認を行う場合には、新たに境界画定を協議することも可能であろう。

韓国は、北韓と隣接する海域で韓国漁船の安全を確保するために、1964年6月29日から東海及び西海に漁撈限界線を設定した³⁸⁾。1953年休戦協定が締結された後も、南北韓の緊張関係は続いたが、特に西海の北方限界線の近くで、韓国の漁船が北韓の警備艇によって頻繁に拿捕されたためである。かかる漁撈限界線は、軍事分界線に合わせて、東海では海岸線と交叉する北緯38度35分45秒線とし、西海では江華島の北西の漢江河口から一定の経線にそって、北の限界を北緯38度3分線にした。漁撈限界線は、休戦協定以来今まで、南北関係の変化に従って南北に少しずつ調整してきた。これは、韓国政府が漁船の安全操業のために自衛的な措置として設定したもので、正式な海洋境界ではない。

また、韓国は漁船に対する操業指導を強化するために、1968年11月25日、東海と西海で、漁撈限界線の南方に一定範囲の特定海域を設定した。それは、同海域の漁船の安全を確保するために、韓国政府がとった自衛的な統制措置で

38) 農林部例規第32号。現在、漁船に対する安全操業の指導のための韓国の国内法規は、船舶安全操業規則(1972年4月17日、行政自治部、国防部、海洋水産部合同部令)、漁船安全操業規定(1992年9月5日、海洋水産部告示)、船舶統制規定(1985年6月7日、国防部、海洋水産部、警察庁共同訓令)がある。

あったが、1972年制定の船舶安全操業規則によって法的に制度化されることとなる³⁹⁾。特定海域は、韓国の領海及び経済水域に含まれるが、西海では北韓との特殊な関係を考慮して、領海及び接続水域法で、一定海域に対して領海基線の基点を明らかにしなかった。従って、通常基線または直線基線の適用が明らかではなく、領海の範囲も明確でない。特定海域で操業を希望する漁船は、政府の許可を得て出漁登録及び申請手続を終えなければならない。また、漁船が特定海域で操業する場合、必ず、2隻以上の船団を編成して、1日3回以上操業位置を報告しなければならない。

一方、韓国は、漁業資源保護のため、経済水域内の特定禁止区域で外国人の漁業活動を禁止している⁴⁰⁾。かかる特定禁止区域は、東海と西海の特定海域北部及び大韓海峡の一部に設定された水域であるが、韓国人には適用しない。さらに、西海の特定海域の西と東海の大和堆近くの海域に、中国及び日本との関係を考慮して、操業自律規制海域を実施した。

以上の漁撈限界線以南の特定海域や特定禁止区域等は、あくまでも漁業を規制するために内外国人に適用する機能的な海域であり、北韓との海洋境界に直接的に関係するものではない。ただ、周辺国との漁業協定の適用において経済水域の境界が明らかでない場合、相手国に協調を求める根拠にはなるであろう。実際に、中国は、韓中漁業協定を締結する際、韓国の西海特定海域を認め、中国漁船の操業を自制することにした。

V. 国際法上境界の意味と漁業協定

境界画定に対する韓国の立場は、次のように整理されるであろう。第1に、韓国が境界画定に関連して周辺国と締結した条約は日本との間の大陸棚協定だけであ

39) 東海の特定海域は、漁撈限界線と北緯38度線の間の一定の海域であり、約18,984km²の面積がある。西海の特定海域は、漁撈限界線と北緯37度線の間の一定の海域であり、その面積は約11,738km²に達する。特定海域の南の方の限界線や其他境界線も南北関係の変化ないし必要によって調整されている(船舶安全操業規則 第5条)。

40) 排他的経済水域における外国人漁業等に対する主権的権利の行使に関する法律 第4条。

る。従って、これから経済水域に対する境界画定を行わなければならないが、日中兩國とは、漁業協定により具体的な境界画定を棚上げし、漁業問題だけ整理した。第2に、相手国との交渉において、境界画定の際の適用原則を特定することなく、国際法を基礎にして合意によるという立場がとられている。第3に、境界画定が順調に進まなくても、国際司法裁判所や海洋法裁判所または仲裁裁判所のような、海洋法条約第287条1項による解決にはさほど積極的ではない。

日本の場合も、韓国と同様、次のように複雑な境界の問題が存在する。第1に、日本も周辺国と締結した境界画定条約は韓国との間の大陸棚協定だけである。韓日兩國と漁業協定により具体的な境界画定を棚上げし、漁業問題だけ整理した。第2に、中間線原則を境界画定の際の適用原則と一貫して主張している。海底地形が日本に有利でないためである。第3に、ロシア、韓国、中国との間に各々領有権の争いのある島嶼が存在するため、海洋境界画定の完成は一層むずかしいといえよう。

北東アジア地域において、韓日中間で3つの両国間漁業協定が発効した現段階で、各国に与えられた課題は、漁業協定の合理的な運営を通じて効率的な漁業秩序を定着させ、将来の海洋境界画定に備えることである。境界画定は沿岸国との間の海洋管轄権の配分を決定する重要な問題であるので、各国は、自国に有利な画定基準を主張することによって、可能な限り、広い海域を確保しようとする。韓日中3国の海洋境界に対する立場も、かかる傾向からそれほど離れていない。たとえば、中国は海岸線の長さ及び海底地形など地理的状況を重視して衡平の原則を主張しており、日本は中間線原則を強調している。さらに、かかる境界画定原則の対立のほかにも、東北アジア地域における海洋境界は問題を含んでいる。領有権紛争のある島嶼の取扱い、3国の主張が重複する三重連結点の処理、既存の大陸棚境界と新たな経済水域境界の関係等、解決すべき問題が少なくない。

このように沿岸諸国の立場が錯綜する状況で、境界画定問題を合理的にかつ短期間内に解決するというのは容易でないであろう。従って、北東アジア各国にとって境界画定自体が有する根本的な意味をあらためて考えて見る必要がある。北東アジア地域のような半閉鎖海における海洋の境界画定は、窮極的に、

各沿岸国が効率的な管轄権の配分ないし海洋資源の配分を通じて合理的な海洋秩序を樹立するところにその意義があるといえよう。

さて、かかる海洋秩序の樹立が具体的な境界画定なしに可能であるならば、全ての沿岸国に満足な解決が容易には得られない領有権問題に触れてまで、境界画定を迫らすべきかという疑問も提起される。島嶼に対する領有権問題を迂回して解決し、如何なる形式であれ、海洋資源を効率的に開発・利用できる方が可能であるならば、それ以上の解決を模索する必要はあるのであろうか。

国際法的観点から考慮される国家間の境界に対する多様な価値には、たとえば、安全(security)、自尊(self-respect)、安寧(well-being)、富(wealth)、知識(knowledge)等の要素があるといわれる⁴¹⁾。さて、海洋境界において、関係国間の領有権問題のある島嶼が存在する場合、沿岸国は、安全や自尊のような重要な要素を一層考慮しなければならないであろう。とくに、東海の境界画定においては、獨島問題が韓日両国の最大のハードルとして作用するが、韓国政府としては、それに対して冷静に接近することが容易でない。獨島問題は、韓日両国の歴史的屈曲が直接的な背景になっているため、韓国国民の民族的感情が介在し、韓国政府の合理的な政策決定にも国内的な反対を伴う場合が多い⁴²⁾。

このように政治的に敏感な海洋境界問題には、富や知識のような要素、たとえば、資源の配分ないし科学的接近に重点をおけば、比較的的政治的な色彩が稀釈されうるのであろう。そのような意味からすれば、漁業協定は、韓日両国ともに名分を与える現実的な選択であるように思われる。中間水域制度を導入することにより、領有権問題に関する議論を最小化したからである。勿論、資源思考的国家管轄権の拡大(creeping jurisdiction)の象徴としての大陸棚及び排他的経済水域の法的性格に注目すれば、大陸棚や排他的経済水域にも国家の領域性が完全に排除されるとはいいがたいため、かかる海域の処理方式自体に領有権に対する影響を重ねて把握することも可能であろう。つまり、境界画定の棚上げにもかかわらず、海域の

41) Douglas M. Johnston(1998), *The Theory and History of Ocean Boundary-Making*, McGill-Queen's University Press, pp.12-14.

42) 李長熙(2011)『獨島問題에 대한 最近 國際法的 争点에 대한 올바른 理解』, 『獨島 그리고 불평한 진실』, 국회정책토론회 자료, pp.24-33.

利用に対する関係国の合意に対して不満を抱えることもありうるのである。

結局、この問題は、新たな海洋法秩序をふまえて、海洋問題に対する国家間協力及び譲歩により解決するしかないであろう。栗林教授が指摘しているように、国際的境界は、領域性のほかにも歴史的・地理的・文化的・政治的・経済的要因の総合作用により維持されまた変動される多元的機能を有するものであり、従って、相互依存ないし交流の重視される現代社会においては、「開かれた境界」の概念の下にかかる諸要因を考慮する各国の協力関係の確立が重要な意味を有する⁴³⁾。

過去、韓日両国は、漁業分野で多くの葛藤と対立の過程をへて、かかる状況を克服するためお互いの譲歩の下に合意を得たのである。韓日業協定もその前文に明らかになっているように、かかる協力関係の伝統により締結されたものである。従って、境界画定問題も、結局、互惠及び善隣に基づく相互理解を通じて解決すべきであろう。

참고문헌

- 金宣杓(2000) 『EEZ境界画定과 海洋法』, KMI, pp.108-109.
 金栄球(2004) 『韓國과 바다의 國際法』, 韓國海洋戰略研究所, pp.414-415.
 李錫竜(1988) 『섬의 國際法上地位』, 진성사, pp.14-26.
 李長熙(2011) 『獨島問題에 대한 最近 國際法的 争点에 대한 올바른 理解』 『獨島 그리고 불편한 진실』, 국회정책토론회 자료, pp.24-33.
 鄭海雄(1999) 『EEZ体制와 韓日漁業協定』 『서울國際法研究』第6卷1号, pp.19-20.
 崔宗和(2009) 『韓中漁業協定 施行의 效果分析』 『海事法研究』21卷1号, pp.6-7.
 海洋水産部(1998) 『水産行政基本資料』, pp.92-93.
 韓國外務部(1982) 『UN韓國問題決議集1946-1976』, pp.98-99.
 青木隆(1998) 『わが国の境界画定』 『海洋法条約体制の進展と国内措置』3月号, pp.104-105.
 栗林忠男(1991) 『國際法における境界の空間的構造』 『國際法と国内法』(山本草二還曆記念論文集、東京)、p. 295.
 坂元茂樹(2008) 『海洋境界画定と領土紛争』 『海洋境界画定の國際法』(村瀬信也・江藤淳一

43) 栗林忠男(1991) 『國際法における境界の空間的構造』 『國際法と国内法』(山本草二還曆記念論文集、東京)、p.295。

編)、pp.56-59.

杉山晋輔(1999) 『新日韓漁業協定締結の意義』『ジュリスト』3月1日、pp.98-105.

芹田健太郎(2002) 『日本の領土』中央公論新社. pp.243-253.

水上千之(2005) 『海洋法』、pp.143-145.

山本草二(1983) 『海洋法と国内法制』、pp.73-74.

C. R. Symmons(1979), *The Maritime Zone of Islands In International Law*,
Martinus Nijhoff, pp.125-126.

David J. Attard(1987), *The Exclusive Economic Zone in International Law*, pp.136-145

Douglas M. Johnston(1998), *The Theory and History of Ocean Boundary-Making*,
McGill-Queen's University Press, pp.12-14.

Donald R. Rothwell and Tim Stiphens(2010), *The International Law of the Sea*,
Hart Publishing, pp.385-384.

Jonathan I. Charney and Lewis M. Alexander(1993), *IMB* Vol.II, p.1630.

R. R. Churchill and A. V. Lowe(1999), *Law of the Sea*, Manchester University
Press, pp.163-164.

R. R. Churchill(1993), "Fisheries Issues in Maritime Boundary Delimitation", *Marine
Policy*, Vol.17, pp.45-50.

R. D. Hodgson(1973), "Island: Normal and Special Circumstance" in J. K. Gamble
and G. Pontecorco (eds.), *The Law of the Sea : The Emerging Regime of
the Ocean*, Ballinger Publishing Co.,pp.150-151.

Rainer Lagoni(1984), "Interim Measures Pending Maritime Delimitations Agreement",
AJIL, Vol.78 No.2.

Masahiro Miyoshi(1998), "New Japan-China Fisheries Agreement—An Evaluation
from the Point of View of Dispute Settlement—". *JAIL* No.41, The International
Law Association of Japan, pp.41-43.

❖ 투고일 : 2012.06.30

❖ 심사일 : 2012.07.24

❖ 심사완료일 : 2012.08.06